

令和元年6月12日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03290

研究課題名(和文) 欧州共通庇護制度における難民認定申請者の法的保護の研究

研究課題名(英文) Study on Legal Protection of Asylum Seekers under the Common European Asylum System

研究代表者

安藤 由香里 (Ando, Yukari)

大阪大学・国際公共政策研究科・招へい准教授

研究者番号：20608533

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：日本国内及び海外の学会・講演会で研究報告及び講演を実施したと同時に、積極的に情報交換を行った。本研究の目的は欧州共通庇護制度の成功及び課題を明らかにし、日本における難民の保護に資することであるので、日本の実務家とも現在進行中の難民認定申請者に係わる事件について積極的な情報交換を行った。とりわけ、カナダ強制移住難民学会(CARFMS)及び国際難民移民裁判官協会(IARMJ)に毎年参加報告し、各国の研究者及び実務家と強固なネットワークを築くと同時に積極的な意見交換を行った。調査を進める中で、難民認定申請者が送還されるかどうかの基準の中でも「現実的なおそれ」基準が重要となることが明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の目的は欧州共通庇護制度の成功及び課題を明らかにすることであった。欧州人権裁判所を擁する欧州評議会は長期間、ヒト・モノ・カネ・情報を中心とする欧州連合と住み分けていた。しかし、グローバル化の中でヒトの移動に伴う人権の保護を無視できなくなり、平成16年の欧州連合資格指令以降、難民・外国人の権利の観点から欧州連合と欧州評議会の調整が積極的に実施されている。日本が欧州における失敗及び成功の経験から学び、欧州の現状を精査し、分析することで、日本社会の外国人・難民の法的保護に貢献することが本研究の意義である。

研究成果の概要(英文)： The presentations and exchange of the views at the conferences in Japan and overseas were actively conducted. Since the purpose of this study is to clarify the lessons and learned of the Common European Asylum system, and to contribute to the legal protection of asylum seekers in Japan. Therefore, actively collect information about on ongoing cases of refugee status applicants with Japanese practitioners. In particular, annual participation to the Canadian Association for Refugee and Forced Migration Studies(CARFMS) and the International Association for Refugees and Immigration Judges (IARMJ) to build a solid network with researchers and practitioners from around the world. It became clear that the "real risk" is one of the significant criteria whether or not the asylum seeker is granted a refugee status and consequently the person is not returned to his/her country of origin.

研究分野：国際人権法

キーワード：難民認定申請者 法的保護 欧州共通庇護制度 送還 退去強制 ノン・ルフルマン原則 現実的なおそれ 移民

1. 研究開始当初の背景

本研究の背景としては、難民として認められなかった外国人の退去強制の送還先につき様々な問題が生起していることがある。例えば、経由国である直接の送還先で人権侵害を受けるおそれが高くなくても、そこから出身国へ送還され人権侵害を受けるおそれが高い場合、最初に送還した国は、人権侵害に加担したことになるのか。

欧州評議会は長期間、欧州連合と住み分けていた。しかし、グローバル化の中でヒトの移動に伴う人権の保護を無視できなくなり、平成16年の欧州連合資格指令以降、難民・外国人の権利の観点から欧州連合と欧州評議会の調整が積極的に実施され、欧州全体として、人権保護が強化されるかのように見えていた。しかし、平成23年以降、欧州への大量の人の移動は、人数の多さだけでなく、テロリズムに絡む国家安全保障の観点から、欧州共通庇護制度を改正し、シェンゲン協定を形骸化させている。その背景として、移民・難民に対して世論が厳しくなっている現状があり、その象徴的な出来事がイギリスのEU離脱であり、欧州各国での選挙に外国人排斥を掲げる極右政党が一定数の投票を得ることである。こうした動きに欧州委員会は無関係でいられず、まさに激動の時代を迎えているからである。

2. 研究の目的

本研究の目的は欧州共通庇護制度の成功及び課題を明らかにすることであった。欧州人権裁判所を擁する欧州評議会は長期間、ヒト・モノ・カネ・情報を中心とする欧州連合と住み分けていた。しかし、グローバル化の中でヒトの移動に伴う人権の保護を無視できなくなり、平成16年の欧州連合資格指令以降、難民・外国人の権利の観点から欧州連合と欧州評議会の調整が積極的に実施されている。日本が欧州における失敗及び成功の経験から学び、欧州の現状を精査し、分析することで、日本社会の外国人・難民の法的保護に貢献することが本研究の意義である。

3. 研究の方法

本研究では、欧州評議会、欧州人権裁判所が存するフランスのストラスブールを基点に、研究者、国際機関、政府機関、NGO等から意見を聴取し、意見交換をすることによって、欧州における失敗及び成功の経験を明らかにしていった。

ストラスブールに位置する欧州評議会の欧州差別撤廃・不寛容委員会事務局(ECRI)及び平成28年2月に新設された欧州評議会の移民・難民に関する事務総長特別代表部に拠点を置き調査滞在しながら、欧州各国を調査した。聞き取り場所としては、また、欧州を揺るがせているシリア難民の現状調査をするにあたり、シリアには入国できないため隣国のヨルダンで聞き取り調査を実施した。さらに、シリアからの入り口となるギリシャのレスボス島等の受入れサイトでの実態調査も実施した。

欧州評議会は、人権・法の支配・民主主義の保護及び推進をする欧州の機関である。欧州人権裁判所も欧州評議会下の機関であり、欧州人権裁判所の判決は、国連の人権条約機関等に多大な影響を与えてきた経緯がある。また、欧州人権裁判所判決のみならず、欧州評議会の人権保護、多文化共生を越えたインターカルチュラルシティーの様々な取り組みは日本ではあまり知られていないが、グッドプラクティスから学ぶことが多い。こうした人権の促進、とりわけ難民認定申請者を含めた移民政策について日本の今後の在り方に寄与すると考えられる。

欧州人権裁判所、欧州連合司法裁判所等の事例の比較を通し、外国人の退去強制に関する送還禁止の基準につき、国際人権の観点から分析を行った。具体的には、以下のような難民条約で保護されない者の処遇である。

難民条約上の迫害があると認められなかった者、

人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員又は政治的意見の5つの理由に該当すると認められなかった者、

難民条約の難民の定義から除外される者、

難民条約の国家の安全に危険あるいは社会の安全に危険であるとされ、難民条約の追放送還禁止原則の例外が適用される者、

である。日本では難民認定は不認定とされたものの、法務大臣の「裁量」に基づいて、在留特別許可により在留を許された場合を「補完的保護」と呼ぶ場合がある。しかし、「補完的保護」とは裁量ではなく、国際人権条約に基づく「権利」として保護されることである。

4. 研究成果

日本国内及び海外の学会・講演会で研究報告及び講演を実施したと同時に、積極的に情報交換を行った。本研究の目的は欧州共通庇護制度の成功及び課題を明らかにし、日本における難民の保護に資することであるので、日本の実務家とも現在進行中の難民認定申請者に係わる事件について積極的な情報交換を行った。とりわけ、カナダ強制移住難民学会(Canadian Association of Refugee and Forced Migration Studies: CARFMS)<http://carfms.org/>及び国際難民移民

裁判官協会(International Association of Refugee and Migration Judges: IARMJ; formerly International Association of Refugee Law Judges: IARLJ) <https://www.iarmj.org/>に毎年参加報告し、各国の研究者及び実務家と強固なネットワークを築くと同時に積極的な意見交換を行った。例えば、平成28年7月、韓国司法研修所で開催された国際難民法裁判官協会の初アジア・パシフィック支部会議にて難民法ワークショップに参加すると共に、韓国の裁判官や弁護士と難民法について意見交換を行った。また、人の大量移動における国際的保護義務のセッションでコメンテーターをつとめた。平成28年9月はロンドンで開催された国際難民法裁判官協会欧州支部及び欧州行政法裁判官協会が共同主催した移民・難民法ワークショップに参加し、欧州連合司法裁判所及び欧州人権裁判所の最近の判例動向を欧州の難民法裁判官と、欧州連合加盟国の移民法廷・行政裁判所に属する難民法裁判官が直面している難民に厳しい政府の政策と法的保護について議論した。各国の難民法裁判官と強固なネットワークを築いたおかげで、英国移民上訴法廷副所長の Judith Gleeson 判事、ニュージーランド移民・難民保護法廷の副所長の Martin Treadwell 判事、元オーストラリア難民法廷判事・現ニューサウスウェールズ大学 Linda Kirk 准教授を招き、平成29年2月に大阪大学で2日間の国際難民法シンポジウムを開催した。

調査を進める中で、難民認定申請者が送還されるかどうかの基準の中でも「現実的なおそれ」基準が重要となることが明らかとなった。そのため、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドがいかに難民認定申請者の「現実的なおそれ」基準を発展させてきたかにつき、上3国の難民法裁判官に寄稿文を依頼し、大学院生等と共に翻訳し解説し論文「『現実的なおそれ』：英国・ニュージーランド・オーストラリアにおける立証基準の発展経緯」とした。

メディアの取材は、平成29年6月14日朝日新聞朝刊28頁大阪版「カナダ発民間主導の難民支援」、平成29年7月28日毎日新聞朝刊東京版「難民問題欧州への渡航、トルコが規制」、平成29年8月9日THE BIG ISSUE ONLINE「市民が難民を受け入れる「プライベート・スポンサーシップ」きっかけは3歳のシリア難民男児の溺死ニュース」に対応した。

欧州評議会内の欧州差別・不寛容撤廃委員会事務局(ECRI)2016年3月16日採択「非正規移民の差別に関する一般的政策勧告第16号」を和訳し、ECRI ウェブサイトに掲載した。
<https://rm.coe.int/ecri-general-policy-recommendation-no-16-on-safeguarding-irregularly-p/16808b5b0d>
平成29年12月7日に欧州評議会で採択された「人種差別と戦うための平等機関：国家レベルの不寛容に関する一般的政策勧告第18号」を和訳し、ECRI ウェブサイトに掲載予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 7 件)

安藤由香里「国際機構は「人の移動」にどのように取り組んできたのか」『グローバル・ガバナンス』第5号、2019年、66-82頁、査読有。

安藤由香里「2016年日本の判例動向」『難民研究フォーラム』第7号、2017年、156-161頁、査読無。

安藤由香里、Judith Gleeson, Martin Treadwell, Linda Kirk「『現実的なおそれ』：英国・ニュージーランド・オーストラリアにおける立証基準の発展経緯」『難民研究フォーラム』第7号、2017年、80-98頁、査読有。

安藤由香里「判例紹介 ネパール難民不認定処分取消請求控訴事件(名古屋高等裁判所 平成28年9月7日判決 平成28年(行コ)第2号)『国際人権』第28号(2017年報)2017年、140-142頁、査読無。

安藤由香里「法務大臣が難民の認定をする義務」新・判例解説編集委員会編『速報判例解説 Vol.18 法学セミナー増刊新・判例解説 Watch』日本評論社、2016年、315-318頁、査読無。

Yukari Ando “Does the Japanese Approach to the Definition of Persecution Meet International Standards for the Protection of Refugees?” *Journal of Immigration, Asylum and Nationality Law*, Vol.30, No.1, 2016, pp.31-47、査読有。

Yukari Ando “Three Recent Significant Refugee Decisions in Japan” *REFLEX, Journal of the Asia Pacific Chapter of the International Association of Refugee Law Judges*, Vol.1, No.2, December 2016, pp.17-21、査読無。

〔学会発表及び講演〕(計 15 件)

Yukari Ando, Mandatory Detention and Deportation Order : the Rights of Child Asylum Seekers in Japan

Migration Conference 2018 (国際学会)
2018年6月、リスボン大学 (リスボン、ポルトガル)

Yukari Ando, Research and Practice on Work Permit for Asylum Seekers
Canadian Association of Refugee and Forced Migration Studies(CARFMS) 2018 (国際学会)
2018年5月、カールトン大学 (オタワ、カナダ)

Yukari Ando, Migration and Refugee Policy in Japan
国際交流基金主催の外交官・公務員研修 (招待講演)
2017年12月

Yukari Ando, The Japanese Asylum System and the Refugee Convention in Japan
National Center of Competence in Research-The Migration-Mobility Nexus NCCR on the Move,
Comparative Perspectives on Japanese Migration Policy and Law (国際学会)
2017年12月、フリブール大学(フリブール、スイス)

安藤由香里「欧州共通庇護制度における安全な国とノン・ルフルマン」
日本EU学会
2017年11月、福岡大学

Yukari Ando, Asylum and Migration Policy in Japan: An Introduction (招待講演)
NCCR on the move Summer School, People on the Move in an Evolving Europe Fribourg,
2017年8月、フリブール大学 (フリブール、スイス)

安藤由香里「欧州評議会等の多文化共生やイノベーションの取り組み」
摂南大学「異文化間相互理解と不寛容除去」特別セミナー (招待講演)
2017年8月、摂南大学

安藤由香里「多文化共生とは何か？ 難民・移民と共に生きるには」
とよなか地域創生塾 (招待講演)
2017年7月22日

安藤由香里「日本で何が出来る？ 世界が揺れる難民問題」
世界難民の日関西集会基調講演 (招待講演)
2017年7月2日

Yukari Ando, Deportation Procedure is not Guaranteed before the Law
Canadian Association for Refugee and Forced Migration Studies (国際学会)
2017年5月、ヴィクトリア大学 (ヴィクトリア、カナダ)

安藤由香里「国際機構は『人の移動』にどのように取り組んできたのか」
グローバル・ガバナンス学会
2017年5月、名古屋大学

Yukari Ando, Vulnerable Persons: Victims of Severe Violence and Persecution,
International Association for Refugee Law Judges (IARLJ), African Chapter (国際学会)
2016年10月、プレトリア大学 (プレトリア・南アフリカ)

Yukari Ando, Rethinking of Right to Fair Trial and Non-Refoulement
International Association for the Study of Forced Migration (IASFM) (国際学会)
2016年7月、アダムマッケイ大学 (ポズナン・ポーランド)

Yukari Ando, International Protection Obligations in Large-scale Displacement Crises
International Association for Refugee Law Judges (IARLJ), Asian and Pacific Chapter (国際学会)
2016年6月、韓国司法研修所 (ソウル・韓国)

Yukari Ando, The Evolution of the “ Right to Asylum ”
Canadian Association for Refugee and Forced Migration Studies (CARFMS) (国際学会)
2016年5月、ウィニペッグ大学 (ウィニペッグ・カナダ)

〔図書〕(計 2 件)

安藤由香里「第 6 章 難民の国際的保護政策」大久保邦彦ほか編『グローバリズムと公共政策の責任』第 3 巻、大阪大学出版会、2019 年刊行予定。

安藤由香里「第 10 章 難民の自立における公共倫理とイノベーション」大阪大学大学院国際公共政策研究科稲盛財団寄附講座企画委員会編『グローバルな公共倫理とソーシャル・イノベーション』金子書房、2018 年、190 頁。

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.hs.ura.osaka-u.ac.jp/andoyukari>

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：村上 正直

ローマ字氏名：Murakami Masanao

所属研究機関名：大阪大学

部局名：国際公共政策研究科

職名：教授

研究者番号(8桁): 70190890